

各 位

平成 18 年 5 月 19 日

会 社 名 株式会社キムラタン

代表者名 取締役社長 川 床 博

(コード番号 8107 大証第 1 部)

本社所在地 神戸市中央区小野柄通 4 丁目 1 番 22 号

アーバンエース三宮ビル 10 階

問合せ先 取締役 浅川岳彦

(電話 078-242-4500)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 43 回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案第 2 条 当社の事業の多様化、将来の事業展開に備えるため、目的事業の追加を行うものであります。
(現行定款の 11. を削除し 21. 22. 23. 24. 25. 26 の各項を追加するものであります)
- (2) 変更案第 5 条 当社の公告方法として電子公告の制度を採用することにより経費削減となります。また、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する旨を定めるものです。
- (3) 変更案第 6 条 現在発行されております転換社債の転換により発行済株式総数が発行可能株式総数に迫ることが予想されるため当社の発行可能株式総数を増加するものです。
- (4) 変更案第 9 条 単元未満株主の権利を合理的な範囲に明確化するため新設するものであります。
- (5) 変更案第 13 条 決算期後からその決算期に関する定時株主総会までに新株発行等が行われた場合も株主の議決権行使を可能とするため、第 13 条第 2 項を新設するものであります。
- (6) 変更案第 16 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供についての規定を新設するものであります。
- (7) 変更案第 21 条 新会社法において取締役の解任要件が株主総会の特別決議から普通決議に改められたことに伴い、解任要件として従来どおり特別決議を要求すべく、規定を新設するものであります。
- (8) 変更案第 26 条 取締役会決議において必要が生じた場合に書面により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう新設するものであります。
- (9) 変更案第 31 条 変更案第 41 条 取締役および監査役の責任免除条項について最低責任額としての具体的金額を定めるものであります。
- (10) 変更案第 42 条 会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことを受けて期待される役割を十分に発揮することができるよう責任限定に係る定めを設けるものであります。

2. 「新会社法」(平成17年法律第86号)の施行に合わせ、会社法の条文や文言に合わせるなど、次の通り所要の変更を行うものであります。
- ①「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第86号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項につき規定を新設するものがあります。
- 変更案第3条(機関):取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨。
- 変更案第7条(株券の発行):株券を発行する旨。
- 変更案第11条(株主名簿管理人):株主名簿管理人を置く旨。
- ②その他、引用条文および用語の変更等所要の手当てを加えるものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります(下線部分)。

4. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社キムラタンと称する。 英文では、KIMURATAN CORPORATION と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 衣料品、服飾品、寝具類、室内装飾品及び服飾雑貨類の企画、製造加工、仕入れ並びに販売。 2. 衣料品、服飾品、寝具類、室内装飾品及び雑貨類の輸出並びに輸入。 3. 洋品雑貨の販売。 4. 不動産の売買、賃貸、仲介及び運用管理。 5. 有価証券の保有及び運用。 6. 電子機器用部品の開発、製造、販売並びに輸出入。 7. 無線・有線模型玩具の開発、製造、販売並びに輸出入。 8. 時計の製造及び販売。 9. 電子音響機器の製造及び販売。 10. ビデオソフト・コンピュータソフトウェアの制作及び販売。 <u>11. ビデオテープの製造及び販売。</u> 12. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権の取得、利用及び売買。 13. コンピューター周辺機器の設計、製造、販売。 14. コンピューター周辺機器及び電気機器の製造技術コンサルタント業務。 15. コンピューター周辺機器及び電気機器の製造設備及び自動制御設備の設計、製造、販売。 16. コンピューター周辺機器及び電気機器の機構部品の購入、販売。 17. 電気機器の販売。 18. 国内及び国際付加価値通信網による電気通信事業 19. コンピューターによる情報処理事業。 20. 国内及び国際付加価値通信網による情報提供サービス事業。 21. 付加価値通信網設備の販売、賃貸、設置及びメンテナンス事業。 (新 設) (新 設)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行通り) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. (1.～10. 12.～21. 現行通り 現行の11. ビデオテープの製造 及び販売 は削除することにより 現行の12. 以下は1項ずつ上がる <u>21. 広告、宣伝全般の代理業務並びにその通信サービス業務。</u> <u>22. インターネット、携帯情報端末機を活用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業、デジタルコンテンツ等の製作、販売、保守、管理。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 22. 前各号に付帯関連する一切の事業。	<u>23. 肖像権の使用許諾及び管理業務。</u> <u>24. 各種イベントの企画、立案、管理、運営業務。</u> <u>25. 出版物の企画、制作、編集及び発行業務。</u> <u>26. 古物の売買。</u> <u>27.</u> (現行通り)
(新 設)	(機関) <u>第3条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(本店の所在地) <u>第3条</u> 当社は、本店を神戸市におく。	(本店の所在地) <u>第4条</u> (現行通り)
(公告の方法) <u>第4条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) <u>第5条</u> 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式 (発行する株式の総数) <u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、500,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、800,000,000株とする。
(新 設)	(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
(新 設)	(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利の全部または一部を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。</u> (3) <u>会社法第166条1項に掲げる権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって<u>市場取引等</u>により自己の株式を取得することができる。
(名義書換代理人) 第9条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。 2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。 3) 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、</u>当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株式名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u>当社においては取り扱わない。
(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第12条 当社の株券の種類並びに<u>株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載また記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 (新設) 2) <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2. <u>前項にかかわらず、基準日後定時株主総会までに発行または処分された株式を取得した者に対して議決権を付与することができる。</u> 3. <u>第1項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)	第3章 株主総会 (株主総会の招集<u>及び開催場所</u>) 第14条 (現行通り) 2. <u>当社は、本店の所在地または神戸市内において株主総会を開催する。</u>
(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は取締役役社長がこれを招集し、議長となる。 2) 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第15条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従い、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法で開示することにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行通り)
(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。 2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。	(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う。
(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。	(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 当会社の取締役は、12名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行通り)
(選任方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設)	(取締役の選任及び解任) 第21条 (現行通り) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. (現行通り) 4. 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</u> 2. (現行通り)
(代表取締役及び役付取締役) 第19条 代表取締役は取締役会の決議により<u>選任</u>する。 2) 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は取締役会の決議により<u>選定</u>する。 2. (現行通り)
(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2) 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行通り)
(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日より<u>3日前</u>までに各取締役及び各監査役に対して発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第25条 (現行通り)
(新 設)	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について<u>提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。
(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。
(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印する。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、議事録に記載又は記録し、<u>出席取締役及び出席監査役</u>が記名押印または電子署名する。
(取締役会規則) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第29条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を持って、同条第1項第5号の行使に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2) 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1号第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、取締役会の決議を以て、<u>会社法第423条第1項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u> 2. 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の<u>会社法第423条第1項の責任につき、300万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする</u>契約を締結することができる。
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は4名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第32条 (現行通り)
(選任方法) 第28条 監査役は株主総会において選任する。 2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(選任方法) 第33条 (現行通り) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) 第29条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第34条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により</u>常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を定める。
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。	(監査役会の招集通知) 第36条 (現行通り) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(監査役会の決議方法) 第37条 (現行通り)
(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。
(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第39条 (現行通り)
(監査役の報酬) 第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、 <u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議を以って、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法定の限度において免除することができる。</u> (新 設)	(監査役の責任免除) 第41条 当会社は、取締役会の決議を以って、会社法第423条に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を会社法第425条第1項第1号に規定する <u>限度の範囲内において免除することができる。</u> 2) 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、300万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。
(新 設)	第6章 会計監査人の責任 (会計監査人の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以って、会計監査役（会計監査人であった者を含む。）の責任を法定の限度において免除することができる。 2) 当会社は、会計監査人との間で、その会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、300万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。
第6章 計算 (営業年度及び決算期) 第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、 <u>営業年度末日を決算期とする。</u>	第7章 計算 (事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(利益配当金)</u> 第38条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第44条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当をすることができる。 2. 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u> 第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(削 除)
<u>(配当金の除斥期間)</u> 第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	<u>(配当金の除斥期間)</u> 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、支払の義務を免れる。

以上